

令和 5 年度

船橋市地方卸売市場事業会計予算

議案第8号

令和5年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア 水産物	10,956	トン
イ 青果物	62,863	トン

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 市場事業収益	981,000 千円
第1項 営業収益	696,145 千円
第2項 営業外収益	284,755 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 市場事業費用	981,000 千円
第1項 営業費用	963,346 千円
第2項 営業外費用	12,554 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額313,507千円は、減債積立金9,969千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,320千円及び過年度分損益勘定留保資金287,218千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	282,493 千円
第1項 企業債	237,000 千円
第2項 出資金	17,300 千円
第3項 補助金	28,193 千円

支 出

第1款 資本的支出	596,000 千円
第1項 建設改良費	549,313 千円
第2項 企業債償還金	46,687 千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方卸売市場整備事業	237,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 162,252 千円

(他会計からの補助金)

第9条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、226,000千円である。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹